

住宅取得・空き家利活用に関する助成制度を紹介します

申請受付期間

令和4年3月15日〇まで

市では、「日立市に住みたい・住み続けたい」とお考えの子育て世帯などを対象とした住宅取得の支援や、空き家の利活用を図るための解体・リフォーム費用の補助などを実施しています。

問合せ 都市政策課住政策推進室 内線 247

* 助成制度の詳細は、市のホームページをご覧ください。
 * 助成制度の詳細は、市のホームページをご覧ください。
 * 助成制度の詳細は、市のホームページをご覧ください。

拡充

子育て世帯の方への助成

ひたち子育て応援 マイホーム取得助成

最大61万5千円

対象 市内で住宅を新築、購入、増改築した子育て世帯（中学生までのお子さんがある世帯）
 * マンション、中古住宅も対象になります。

対象となる主な要件

- 原則、令和2年4月1日以降に住宅の取得に関する契約（建築請負契約または不動産売買契約）を締結していること（ただし、相続や贈与、リフォームは対象外）
- 令和4年3月31日までに、取得した住宅の所有権保存（移転）登記を完了し、取得した住宅に住

民登録すること

- 市税などの滞納がないこと

助成内容 基本助成 = 20万円

加算助成（下表のとおり）

種類	加算額	主な要件
同居加算	20万円	親世帯と同居すること
近居加算	10万円	親世帯と近居すること
転入加算	20万円	住宅取得などをきっかけとして、日立市に転入すること
水道基本料金1年間相当分加算	1万5千円	市企業局の水道を使用すること

* 併せて、災害への備蓄用として、ペットボトル「ひたちの水」1ケース（24本）を贈呈します。

拡充

子育て・若年夫婦世帯の方への助成

山側住宅団地住み替え促進 マイホーム取得助成

最大111万5千円

対象 山側住宅団地内で住宅を新築、購入、増改築した子育て世帯（中学生までのお子さんがある世帯）または若年夫婦世帯（夫婦いずれかが40歳未満）

対象となる山側住宅団地（12団地）

高鈴台、山の神、青葉台、堂平、平和台、小咲台、中丸、塙山、金沢、台原、根道ヶ丘、みかの原

対象となる主な要件 上記、ひたち子育て応援マイホーム取得助成と同様

助成内容 基本助成 = 50万円 加算助成 = ひたち子育て応援マイホーム取得助成と同じ種類の加算のほか、住宅ローン利子分を最大20万円加算 * 住宅・リフォームローン1年分の利子部分が対象

山側住宅団地住み替え促進家賃助成

最大34万円

対象 山側住宅団地内で戸建住宅を賃借した子育て世帯または若年夫婦世帯

対象となる主な要件

- 令和2年4月1日以降に賃貸借契約を締結して、1年以上居住すること
- 賃借する住宅が親の所有でないこと
- 市税などの滞納がないこと

助成内容

- 1年分の家賃相当最大24万円
 * 月額家賃の2分の1（上限2万円）×12か月
- 交通支援10万円

拡充

空き家の解体・
リフォームをした
方への補助

空き家解体補助（利活用型）

最大50万円

個人が対象

対象となる主な要件 旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の建築確認）の空き家の解体で、次のいずれかの利活用を行う場合

- 空き家を解体して、跡地を売却または賃貸などをした場合
- 空き家の敷地を取得または賃借などをした後に、空き家を解体した場合
- 空き家を解体して、跡地を公共的利用に供したい場合（要事前相談）

空き家解体補助（宅地再生創出型）

最大30万円

個人が対象

対象となる主な要件

- 旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の建築確認）の空き家を解体する場合
- 空き家解体後の土地利用が決まっていない場合など

空き家利活用リフォーム補助

最大30万円

個人及び法人が対象

対象となる主な要件 新耐震基準（昭和56年6月1日以降の建築確認）の空き家のリフォームで、次のいずれかの利活用を行う場合

- 空き家をリフォーム後に、売却または賃貸などをした場合
- 空き家を取得または賃借などをした後に、リフォームした場合
- 空き家をリフォームして、地域の活性化のための「まちづくりの活動拠点」として利用したい場合（要事前相談）
- 個人事業者や法人などが、従業員向けの寮などで利用したい場合（要事前相談）

【空き家解体補助・利活用リフォーム補助の共通要件】

- 1年以上居住の用に供されていないまたは所有者などが亡くなった後、居住の用に供されていない戸建住宅か併用住宅で、居住部分の床面積が50㎡以上であること
- 平成31年4月1日以降に解体工事またはリフォーム工事の請負契約をしたもので、工事費が50万円以上であること
- 日立市内の事業者が行う工事であること

補助内容

対象工事費の3分の1

隣地統合補助 最大50万円

個人及び法人が対象

対象となる主な要件 狭小地や無接道地などその隣地を統合し、宅地の再生・創出を図る場合

補助内容 登記・仲介手数料・測量などに係る費用の2分の1で、上限は50万円。

拡充

ひたちBRT沿線
・常磐線駅周辺で
宅地開発事業を
行う方への補助

ひたちBRT・駅周辺 宅地創出促進事業補助

最大400万円

対象となる主な要件 JR常磐線市内5駅（大甕駅、常陸多賀駅、日立駅、小木津駅、十王駅）を中心とした半径1kmの区域、ひたちBRTの各停留所を中心とした半径500mの区域で、開発行為により次の住宅区画を分譲する場合

補助内容 200㎡以上の宅地1区画につき40万円 最大400万円（10区画分）

新設 既存建築物解体費加算

最大90万円

対象となる主な要件

- 開発区域内に存する住宅、店舗、工場などの建築物を解体する場合
- 解体工事費が1棟につき50万円以上である場合

補助内容 解体工事費の3分の1

* 1棟につき最大30万円で、上限は90万円（3棟分）。

* 助成制度の詳細については、市のホームページをご覧ください。